

## 仕様書

### 1. 業務名

宮古島市脱炭素先行地域補助金交付事業支援業務委託

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和6年11月30日まで

### 3. 業務内容

本市の脱炭素先行地域提案書「『千年先の、未来へ。』脱炭素エコアイランド宮古島」にある取組③エネマネ制御可能な省エネ設備の導入及び、取組⑥EV化推進による運輸部門でのCO2削減について、市及び脱炭素先行地域事業共同提案者と協議を行いながら下記業務を行う。

#### 1) 取組③エネマネ制御可能な省エネ設備の導入

事業名：宮古島市エネマネ制御可能な省エネ家電買換補助金交付事業（案）

##### ① . 補助金交付要綱作成

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」の事業要件等を踏まえつつ、本市の「宮古島市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱」の条項について、国・他都市の事例も参考に作成を行う。

要綱の作成に当たっては、以下の要素を満たすものとする。

- (ア) 多数の市民等に対して省エネ家電の買換補助制度を提供するに際して、公平性と公正さを確保したうえで、補助額等や最も効率的な業務フローを検討し設定すること
- (イ) 国等のフォーマット等を可能な限り活用し、電子的な申請及び効果検証のための必要情報の入力、集計、計算を実現する方法について検討すること
- (ウ) 家電事業者との適切な役割分担を設定し、市役所職員の業務負荷を最小限のものとして運営可能とすること
- (エ) 同種の補助制度を実施する際に横展開可能な仕組みや要綱を作成すること
- (オ) 家電事業者が代理受領方式で一部事務を実施する際の運営が円滑に行われるためのマニュアルや説明資料を、交付要綱と併せて作成すること

##### ② . CO2削減（省エネ）効果検証方法提案

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」、「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき先行地域事業で求められる効果の検証方法を検討・提案し、市と協議の上、上記①. 補助要綱作成に反映する。

効果検証の方法検討にあたっては、誰が、どのような情報を取得し、どう加工・計算して、どの書面に反映するかといった実査の業務フローを含めて設定するものとする。また、効果検証のための必要情報（消費電力量等）は、家電事業者に調査等し記載・入力してもらうことを想定していることから、これらの作業を家

電事業者が実施可能な内容とする。

### ③ . 代理受領方式の検討・導入

本補助事業については、代理受領方式での補助金交付を予定しているため、当該方式導入（運用も含む）の提案と本補助金交付事業への反映を行う。

代理受領方式の導入にあたっては、以下の点を明確にする。

- (ア) 家電事業者の役割と作業内容を明確化すること
- (イ) 補助対象となる市民等との間の委任契約の内容や権限、義務を明確にすること
- (ウ) 家電事業者の手数料の有無や費用負担者等を明確にすること
- (エ) 代理業務について不備等があった場合の対応と責任関係が明確になること
- (オ) 個人情報保護法等の関連法規の遵守の方法が明確になること

### ④ . 家電事業者との調整

上記③の代理受領方式の検討に伴い、この方式で事業を実施する場合の、(1) 各家電取扱事業者と消費者の委任関係等の権限、(2) 各家電取扱事業者の具体的な業務フロー及び、(3) それぞれの業務負荷を整理し、その方法で実施可能であることについて家電事業者と調整したうえで、補助要綱作成に反映し、同時に家電事業者への周知と理解促進を行う。

また、実際に、家電事業者に業務を実施してもらうための、代理受領方式の補助金申請、効果検証のための書面作成に向けたマニュアルを作成する。

### ⑤ . EMS 連携との調整

本市における脱炭素先行地域事業においては、脱炭素グリッド導入（脱炭素先行地域申請書記載の取組②参照）を掲げているところ、この EMS（エネルギーマネジメントシステム）との連携作業工程と連携に係る責任関係について、脱炭素先行地域の共同提案者等とも協議して整理し、書面化する。

その際、以下の点を検討し書面に盛り込むこと

- (ア) 脱炭素グリッドの EMS 連携のために必要な作業内容、追加設備等の明確化
- (イ) EMS 連携に必要な作業の実施者の明確化
- (ウ) EMS 連携におけるアグリゲーターと電気事業者等の責任関係の明確化
- (エ) EMS 連携を適切に行うために、家電買取補助を実施する時点で必要な補助対象者との合意事項等の明確化
- (オ) EMS 連携を適切に行うために、予め補助要綱に入れておくべき内容の明確化

### ⑥ . 募集要領の作成

本補助金交付事業の募集資料を作成する。募集資料の作成にあたっては、①から⑤の検討事項を踏まえ、補助金申請を行う市民と、代理受領等を行う家電事業者について、以下の点が明確になるものとする。

- (ア) 申請を行う要件、申請期間
- (イ) 申請対象、補助の限度額
- (ウ) 申請方法とそのプロセス

- (エ) 申請や効果検証のために必要な作業内容、確認すべき情報等
- (オ) 補助金申請後に、EMS 連携等を行うことから必要な協力事項
- (カ) 事後的な補助金返還事由とその際の負担

## 2) 取組⑥EV 化推進による運輸部門での CO2 削減

事業名：宮古島市 EV カーシェア補助金交付事業（案）

### ① . 補助金交付要綱作成

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」の事業要件等を踏まえつつ、本市の「宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱」の条項を、国・他都市の事例も参考に作成を行う。

交付要綱の作成に当たっては、以下の点を満たすこと。

- (ア) 脱炭素先行地域事業の補助対象となるカーシェア事業に該当する事業を選定するための内容となっていること
- (イ) 採択にあたって、補助対象者の事業計画を評価し、公平性と公正さ、事業の持続可能性、地域への裨益の大きさ等(要素については市と協議の上で確定)を確保した選定を実現できる内容であること
- (ウ) 補助金の交付後に、脱炭素先行事業のカーシェア事業としての要件を満たさなくなった場合の補助金返還ルールや、脱炭素交付金事業との適合性の検証のためのプロセスを明確にすること
- (エ) 申請、審査、採択、交付、事後検証、問題発生時の是正の各段階において、効率的な事業運用フローを実現できる内容であること
- (オ) 同種の補助制度を実施する際に横展開可能な仕組みや要綱を作成すること

### ② . CO2 削減（省エネ）効果検証方法提案

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」、「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき先行地域事業で求められる効果の検証方法を提案し、市と協議の上、上記①. 補助要綱作成に反映する。

効果検証の方法検討にあたっては、誰が、どのような情報を取得し、どう加工・計算して、どの書面に反映するかといった実査の業務フローを含めて設定するものとする。また、可能な限り電子データによる入力や報告を可能とすることで、検証事務を効率化する方法についても検討する。

### ③. 公募要領作成

本補助金交付事業の公募資料を作成する。

## 3) 補助事業開始後の運用支援

1)、2) の補助事業開始後の見直し支援。本補助事業は、事業開始後の実態を踏まえ、運用方法の見直しや、要綱等の改善、一部申請書類の修正等が必要となる可能性がある。そこで、これらの修正作業についても担当課と調整しながら実施する。

なお、事業見直しにあたっては、今年度中に見直すべき緊急性のあるものだけでなく、次年度以降の事業見直しを想定した修正事項の洗い出しや修正内容の検討をも行う。

#### 4. 成果物

3. で示す業務内容に伴う成果物は紙媒体（A4 サイズ、1 部）、電子媒体にて提出する。

成果物の詳細は、交付要綱、公募（募集）要領、実施マニュアルの関連書面、次年度以降に向けた要修正事項のとりまとめ資料、議事録、調査報告書など

#### 5. 完了報告

本業務の完了に際し、完了報告書に 4. 成果物を添えて提出する。

#### 6. 納 期 限

11月29日（金）までに 5. の完了報告を行う。

成果物のうち、下記については、9月24日（火）までに提出する。

3. 業務内容 1) の①補助金交付要綱、実施マニュアル等の関連書面、2) の①補助金交付要綱、③公募要領

#### 7. 資料の貸与及び返還

1) 受託書は本業務に必要な関係資料の貸与を市に申し出る事ができる。

2) 貸与された資料は善良な管理のもとに取り扱い、本業務終了後速やかに返還しなければならない。

3) 受託者は、市の承諾が無ければ、第三者に資料を貸与してはならない。